◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第287号(H27. 2.20)◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=7件(2月13日~2月19日分)
- (1) デマンドバスの転落事故
- (2)貸切りバスの火災事故
- (3) 個人タクシーと乗用車の衝突事故
- (4) 大型バイクが法人タクシーに衝突した事故
- (5)列車とトラックの衝突事故
- (6) 法人タクシーにトラックが追突した事故
- (7)トラックの酒気帯び運転事故
- 2. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を!
- 3. ホイール・ベアリンク の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
- 4. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています!
- 5. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
- 6. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました!
- 7. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました!
- 8. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
- 9. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について 10. トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要と なります!
- 11. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!

- 【1. 重大事故等情報=7件】(2月13日~2月19日分)
- (1)デマンドバスの転落事故

2月19日(木)午前9時頃、広島県の県道において、同県に営業所を置くデマンドバス(区域運行、定員15人)が乗客2名を乗せて運行中、道路脇の田んぼに転落した。

この事故により、当該バスの運転者1名と乗客2名が軽傷を負った模様。

事故現場は下り坂で、当時、路面にはシャーベット状の雪があり、バスはスリップしながら道路法面の斜面を車両前方から滑落(高低差約5メートル)し、道路

下の田んぼで傾いたまま停止した。

(2)貸切りバスの火災事故

2月19日(木)午前9時30分頃、群馬県の高速道路において、茨城県に営業所を置く貸切バスが、乗客45名を乗せて運行中、休憩のためSAに立ち寄ったところ、停車した直後に出火した。

この事故による被害者はなし。

火災は、消防による消火活動により消火した。

事業者によると、走行中には火災の前兆などはなかったとのこと。

(3) 個人タクシーと乗用車の衝突事故

2月14日(土)午前1時頃、神奈川県の国道の交差点において、同県に営業所を置く個人タクシーが乗客1名を乗せて、当該交差点を右折した際、対向から直進してきた乗用車が、当該個人タクシーの左側面後部に衝突した。

この事故により、個人タクシーの乗客が死亡し、双方の運転者が重傷を負った。

(4) 大型バイクが法人タクシーに衝突した事故

2月15日(日)午前1時58分頃、京都府の市道において、府内に営業所を置くタクシーが乗客3名を乗せて運行中、大型バイクと衝突した。

この事故によりタクシーの運転者が死亡、大型バイクの運転者が重傷、タクシーの乗客3名が軽傷を負った。

事故は、当該交差点を直進していたタクシーに、右側から信号無視をして侵入した大型バイクが衝突した模様。

(5)列車とトラックの衝突事故

2月13日(金)午前8時22分頃、岡山県の踏切において、同県に営業所を置く大型トラックが踏切内で立ち往生したところに普通列車が衝突した。

この事故で列車の乗客1名が意識不明の重体、15名が軽傷を負った。

トラックの運転者にけがはない。

現場は道路幅6メートルの踏切で、事故当時トラックは北側から南側へ進行中で、 トラックが線路内で立ち往生したため、運転者が非常ボタンを押したが間に合わ なかった模様。

(6) 法人タクシーにトラックが追突した事故

2月17日(火)午前2時40分頃、大阪府の国道において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、当該地付近の交差点で信号待ちをしていたところ、奈良県に営業所を置くトラックに追突された。

この事故により、タクシーの乗客1名が重傷、タクシーの運転者が軽傷を負った。 タクシーのもう1名の乗客についても負傷をしている模様。

(7) トラックの酒気帯び運転事故

2月18日(水)午後8時55分頃、群馬県の高速道路のトンネル内において、 愛知県に営業所を置くトラックが側壁に衝突した。

この事故による負傷者はなし。

トラックの運転者は、酒気帯び運転により警察に現行犯逮捕された模様。この事故により、当該区間が約7時間通行止めとなった。

運転席の足下に水分・融雪剤等を含んだ泥や砂などを放置すると、ブレーキ・ペダルのシャフト部に錆が発生し、ペダルの戻り不良のためブレーキが引き摺りを起こして摩擦熱から過熱し、火災に至ることがあります。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety028.html

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。

整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。

このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。 →http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

【4. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています!】

平成25年度中の大型車(車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス等)のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。

当該事故が2年連続で増加し、平成25年度も前年度比約3割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

【5. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について】

平成26年3月3日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、 乗客・乗員2名が死亡、乗客等26名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。 国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、 事故原因の調査分析を進めてきました。

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。

高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

【6. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました!】

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局(輸送担当)に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい(各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。)。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

【7. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました!】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月公表)を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する 行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査 を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の 実施を図ってまいります。

また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。

新監査方針は平成25年10月1日から施行、新処分基準は平成25年11月1日から施行。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

【8. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通 省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえなが ら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

(各検討会)

- ・「バス事業のあり方検討会」
- ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- 「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」
- → http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

【9. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成25年3月26日(火)に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止の

ための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02 hh 000134.html

【10.トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成25年5月1日より、 保有車両数が5両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。 (ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に5両割れ事業者であった 者については、平成26年4月30日までに運行管理者の選任を行う必要があり ます。)

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)(抄) 第18条(運行管理者の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布:平成25年3月29日 施行:平成25年5月1日

【11. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアル を1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、1 つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、 今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います! → http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕

- ・H24年4月:自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・H24年3月:トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月:乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月:事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月:映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・H20年7月:トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・H19年6月: SAS対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう!」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- *自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に

適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。